

「子ども家庭支援ワーカーの人員体制等について」メールでいただいた御意見

委員名	御意見
空野委員	人員を適正な人数に増員し、より親身に相談を受け、対応ができる体制をとっていただくことが望ましいと考えます。
空野委員	配置基準に関しては、専門的職員（有資格者）のもと、無資格でも良いので、それをサポートする社会経験、人生経験が豊富な職員（高齢者に限らず）を織り交ぜて配置し、少なくともソーシャルワーカー（有資格、無資格合わせて）の人数が人口1万人あたり1人（青梅市ですと人口13万人なので13人程度）となるのが望ましいのではないのでしょうか。
空野委員	正規職員については全員が保健師とのことですが、その他の職種の方等も採用された方がよろしいかと思いません。
空野委員	虐待対応について「経験や資格を有する者が対応することが求められている」とありますが、そのような人材が確保できない場合においては、マニュアル等を定め、研修などを積極的に受けた職員が対応することで良いのではないかと。
高木委員	人員体制については、継続的なキャリアアップ及び常勤化の必要はもちろんのこと、問題解決のため増員を図っていくべきではないかと。
高木委員	今般のコロナの影響により、児童虐待が増加傾向にある中での対応を含め児童福祉司の増員を図るべく、市としての資格取得のバックアップ体制を強化していく必要があると思う。
栗原委員	意義はありません。ワーカーの人員体制強化に加え、関係各所との連携の強化も大切と考えます。